

令和4年1月14日

居宅支援サービス利用者様  
保護者様

駿遠学園

居宅支援 利用の目安について

令和3年12月3日付で、静岡県の新型コロナウイルス感染症対応の基準が改められました。それを受け、当学園において、短期入所事業・日中一時事業の利用の目安となるコロナ感染症対応を見直しましたのでお知らせいたします。

新 国・県評価レベル		新 学園対応	旧 県基準
4	さらに強い 自粛・制限	利用一時中止	
3	他県への不要不急 の移動自粛、緊急 事態、重点措置		6
2	緊急事態措置区 域等への不要不 急の移動自粛	お住いの市町において、以下の①もしくは②の状況 となった場合、利用一時中止 <u>①クラスター発生</u> ②利用日3日前1週間の新規感染者数累計 A. 人口10万人規模自治体（島田・藤枝・焼津） …10万人当たり7.5人以上 B. 人口5万人以下自治体（牧之原・吉田・川根本町） …5人以上  それ以外の状況では、マスク着用、2週間分の健康観 察表の提出、利用前検温および消毒実施で利用可能	5
			4
1	基本的な感染 対策の徹底	マスク着用、2週間分の健康観察表の提出、利用前検 温および消毒実施で利用可能	3
			2
			1
0	日常	特に制限なし	

\*居住市町の新規感染者数の累計につきましては、利用日3日前からさかのぼ  
って1週間の新規感染者合計数とします。

※その他不明な点につきましては職員までお尋ねください。

駿遠学園管理組合  
居宅支援担当 小澤・加藤  
TEL 0547-46-4376  
Fax 0547-46-4386